

令和元年度 大阪地方最低賃金審議会

第329回総会（令和元年度第1回） 会議次第

令和元年6月17日（月） 午前9時00分
(大阪合同庁舎第2号館5階 共用J会議室)

1 開 会

2 議 事

- (1) 審議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 小委員会等の設置について
- (3) その他

3 閉 会

令和元年6月17日

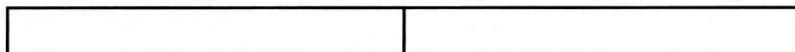
大阪地方最低賃金審議会第329回総会 配席図

大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室 J

要請書陳列

飯島委員 衣笠委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員

○ ○ ○ ○ ○ ○



中野委員 ○

使

平岡委員 ○

用

古谷委員 ○

者

丸山委員 ○

側

横田委員 ○

吉田委員 ○

労

働

者

側

○ 狼谷委員

○ 上山委員

○ 北畠委員

○ 黒田委員

○ 佐村委員

○ 福西委員

○ ○ ○ ○ ○ ○

主任賃金 賃金 労働基準 労働局長 賃金課長 賃金
指導官 指導官 部長 局長 課長 指導官



録音業者 ○

○ ○

↑
入口

傍聴人席 傍聴人席 記者席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

傍聴人席 傍聴人席 傍聴人席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

大阪地方最低賃金審議会第329回総会

(令和元年度 第1回総会)

資料 目 次

資料 1	大阪地方最低賃金審議会委員名簿（第46期）	P 1
資料 2	大阪地方最低賃金審議会運営規程	P 3
資料 3	第46期大阪地方最低賃金審議会小委員会等委員名簿 (選任後、配布)	
資料 4	各団体からの最低賃金改正等に係る申入書・要請書等	
(4-1)	全日本建設交運一般労働組合大阪府支部・同大阪トラック部会	P 5
(4-2)	全大阪労働組合総連合（大阪労連）	P 7
(4-3)	近畿地方交通運輸産業労働組合協議会・同協議会トラック部会・大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会	P 9
(4-4)	大阪交通運輸労働組合共闘会議	P 17
(4-5)	関西合同労働組合	P 21
(4-6)	全大阪労働組合総連合（大阪労連）	P 27

大阪地方最低賃金審議会委員名簿(第46期)

令和元年5月1日任命

	氏名	現職	備考
公益委員	飯島 敬子	弁護士	
	衣笠 葉子	近畿大学法学部 教授	
	立見 淳哉	大阪市立大学大学院経営学研究科・商学部 准教授	
	服部 良子	大阪経済法科大学経営学部 教授	
	深井 麗雄	関西大学 非常勤講師 (元毎日新聞社 編集局長)	
	水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科 教授	
労働者委員	狼谷 將之	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長	
	上山 智美	ヤマト運輸労働組合西大阪支部 支部副執行委員長	
	北畠 仁史	UAゼンセン大阪府支部 次長	
	黒田 悅治	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長	
	佐村 達生	JAM大阪 書記長	
	福西 香織	イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行近畿グループ事務局長	
使用者委員	中野 光男	富士精版印刷株式会社 顧問	
	平岡 潤二	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部次長	
	古谷 裕子	北港運輸株式会社 代表取締役上席執行役員	
	丸山 新二	大阪商工会議所 総務企画部長	
	横田 荘司	大阪府中小企業団体中央会 事務局長	
	吉田 博子	有限会社ウサギヤ・アンド・サンズ 取締役社長	

(五十音順)

大阪地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 大阪地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、大阪労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、大阪労働局長に通知するものとする。

(小委員会等の設置)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人（労使1人ずつ）が署名するものとする。

2 議事録及び議事要旨並びに会議の資料は、原則として公開とする。ただし、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、非公開とすることができます。

3 前2項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見等の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書等を大阪労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

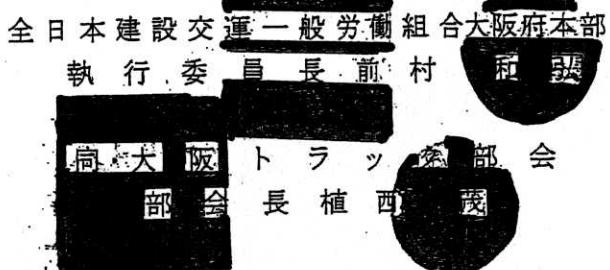
附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

改 正 この規程は、平成14年4月24日から施行する。

2019年2月25日

大阪労働
局長 井上 真 殿



自動車運転者の「改善基準告示」の 抜本改正・法制化等を求める要請書

労働行政に関わる諸問題でのご奮闘に敬意を表します。

さて、国民生活や経済活動に重要な役割を物流の現場で支える自動車運転従事者の賃金・労働条件は悪化の一途をたどり、全産業平均を大きく上回る長時間労働と低賃金構造は一向に改善されません。このことが重大事故にも結びついており、自動車運転者の「過労死」認定数は、依然として高水準で推移しています。

このような中、2018年12月8日未明に可決・成立した「貨物自動車運送事業法の一部改正案」は、貨物自動車運送事業の健全な発展及びトラック運転者の労働条件の改善を図ることを主な目的としています。このことは、トラック輸送産業の危機打開に向けた一歩であり、その実効性の確保に向けた議論が重要になっています。

労働者・国民のいのちと健康を守り、労働条件向上をはかる立場から、現行自動車運転者の「改善基準告示」の抜本改正・法制化などについて以下のとおり要請します。

記

1. 自動車運転者の「改善基準告示」を、ILO第153号条約や同第161号勧告、厚生労働省「過労死認定基準」などとの関連や「働き方改革関連法」付帯決議にもとづき、以下のとおり改正をされ、罰則化を含む法制化を直ちにおこなうこと。
 - ① 1日の拘束時間の限度を原則11時間以内とし、最大でも13時間以内とされること。
 - ② 1か月の拘束時間については、原則248時間を限度とされること。
 - ③ 休息期間については原則13時間以上（トラックにあっては車両内ベッドでの休息を除く）とし、休息地については居宅もしくは駐車場で、宿泊設備を完備した施設とされること。
 - ④ 運輸業をすべての労働者と同様に労働時間の上限規制を直ちに適用されること。
2. 社会保険未加入事業者の加入促進など、関係諸法令の遵守を徹底されること。
3. トラックの産業別最低賃金（特定最賃）について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備をおこなうこと。
4. 各事業者が法令遵守による安全運行を確保するために、監査体制を強化されること。そのための人員を確保されること。
5. 国土交通省との合同監査について、監査実施内容の開示とトラック・貸切バス事業者の改善基準告示違反に対する監査を強化するとともに、バス事業と同様にトラックターミナルやサービスエリア等において街頭監査をおこなうこと。

以上

2019年3月22日

大阪労働局長 殿
大阪府最低賃金審議会会長 殿

全大阪労働組合総連合(大阪労連)

議長 菅義人

最低賃金審議会委員の公正任命と 最低賃金審議会の公開性を求める要請書

今、働く者の4割が非正規労働者と言われています。その多くが年収200万円以下の低賃金で、働いても生活できない“ワーキングプア”と言われ、貧困から抜け出せない状況となっています。

大阪府の最低賃金は、昨年10月1日から27円引き上げ時間額936円と改定されました。この引き上げに連動して賃金の引き上げが必要な労働者数は、27万8千人に影響したと推定されています。最低賃金引上げの影響力は相当大きいと言えます。当然ながら、最低賃金の果たすべき役割を重要視する声が高まっています。

最低賃金の決定に当っては、最低賃金審議会での調査審議が大きな役割を果たします。そのため、労働者代表である労働者委員は、幅広い職種・団体から任命されるべきです。

大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、最低賃金生活体験・生活証言運動などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。あわせて、最低賃金審議会の労働者委員を推薦し、貴職に対し公正・公平な任命を要請してきましたが、労働局長の裁量事項として「総合的判断」との理由で明確な理由も示されず、不公正な任命が続けられてきました。また、専門部会の公開も要請してきましたが、実現しません。

以上のことから最低賃金決定に関わるすべての審議会・専門部会の公開と、審議会委員任命については、公正な立場から任命することを強く求めます。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

記

1. 大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命すること。
 - ・任命根拠を明らかにすること。
 - ・審議会委員立候補者の面談を実施すること。
 - ・任期途中の欠員の場合、当初立候補者から順次任命することとし、また、退任した組織からの任命を行わないこと。
2. 最低賃金審議会、同専門部会のすべてを公開し、民主性・公開性を貫くこと。
 - ・現場労働者の声を反映させるべく、希望者による意見陳述の機会等を継続すること。
 - ・専門部会を公開し、専門部会で配布される資料を公開すること。
 - ・実施調査の内容を明らかにし、結果の報告及び調査に係る資料など開示すること。
3. 最低賃金違反をなくすためにも監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。

以上



2019年 4月 4日

厚生労働省
大阪労働局
長井上真

2019年度

交通運輸産業政策制度要求申し入れ

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

議長柴田忠



近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

トラック部会

部会長園田龍



大阪交通運輸産業労働組合協議会

トラック部会

部会長西口善



大阪労働局におかれましては、業界の発展に向けて、課題が山積する中で日夜ご奮闘されていることに、心より敬意を表します。

さて、トラック運輸産業は、「行き過ぎた規制緩和」以降、小規模事業者の参入が大幅に増加し、貨物輸送量の減少が続く中で、事業者間の競争激化、人手不足や高齢化するドライバーの問題、そして他産業との年収の格差拡大と余りにも多くの課題が山積しています。その結果、既に自助努力が限界に達しており、多数の事業者が存続の危機に直面しています。

昨年6月28日に「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働に上限付きの罰則規定が適用されることとなりました。自動車運転業務に従事する者に対しては、5年間の猶予措置のほか、上限時間も960時間と、一般則とは違う基準が適用されることになりました。このような中、時間短縮が進むことで、運転者の賃金が下がってしまわないように、厚生労働省と国土交通省、トラック協会で発出した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」や事業者団体が取組んでいる「働き方改革実現に向けたアクションプラン」の活用、さらには昨年に「貨物自動車運送事業法」が一部改正されたことは、輸送秩序の確立・適正運賃の收受はもとより、長時間労働の改善に向けた一歩となるものと期待しています。

私たち近畿交運労協トラック部会は、トラック運輸産業の労働組合として、産業の健全な発展、そして働く者の生活の安定と地位向上を希求しています。そのためには、輸送秩序の確立や公正競争の確保はもとより、適正運賃の收受や過重な負担の軽減により業界の底上げを図ることが、労使を挙げての課題であると認識しています。

つきましては、以下のとおり「2019年度交通運輸政策制度要求」を取りまとめましたので、申し入れ致します。

大阪労働局におかれましては、要請内容に対しまして、業界の発展と社会的地位向上に向け、各段のご尽力をいただきますようお願い申し上げますとともに、本申し入れに際しご回答いただきますよう要請致します。

記

1. 改正労働基準法への対応について

70年ぶりに労働基準法が改正され、罰則の強化が図られるとともに、これまで適用除外となっていた業務も含まれたことは評価できる。しかし、自動車運転業務の時間外労働の上限規制は、5年の猶予期間が設けられるとともに、一般則より240時間も長い年間960時間となったことは遺憾である。

交通運輸産業は、低賃金・長時間労働という過酷な労働条件のもと、過労死も多発する中で、深刻な労働力不足に直面しており、労働条件の改善は喫緊

の課題となっている。

したがって、改正法の厳格な運用はもとより、5年の猶予期間中に労働時間の短縮を可能とする環境整備の促進を図り、早期に一般則が適用されるよう、具体的な施策展開と強力な指導を行われたい。

2. 改善基準告示への対応について

今次改正法では、付帯決議において「改善基準告示」の見直しが盛り込まれた。現在の改善基準告示の年間拘束時間は、過労死認定基準を超える内容となっており、過労による労災が多発する要因ともなっている。

また、勤務後の休息期間は8時間以上となっており、通勤時間・食事・入浴などを考慮すると、慢性的な睡眠時間の不足が想定され、居眠りをはじめとする事故の要因となっている。

したがって、「改善基準告示」の見直しにあたっては、モードを問わず年間総拘束時間については、過労死基準をクリアする3,300時間以内となるよう検討されたい。

あわせて、休息期間についても十分な睡眠が確保できる11時間以上の設定について検討されたい。

3. 自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議「直ちに取り組む施策」および「自動車運送事業の働き方改革に関する政府行動計画」について

一昨年8月22日に自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議で確認された「直ちに取り組む施策」は、トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央・地方協議会での議論経過も踏まえた、実効あるものと期待される施策が多数あり、大いに評価できる。については、政府行動計画の実施に際して、以下の施策を検討されたい。

(1) 長時間労働の是正により賃金水準が低下したのでは、ドライバーの生活が維持できないとの声が現場から上がっている。

については、時間外労働の上限規制におけるドライバーの一般則(年720時間)の適用を念頭に、長時間ありきの給料体系から、他産業並みに労働時間を短縮しても生活できる賃金の確保に向けて、現状の賃金制度・水準の実態を調査されるとともに、長時間ありきの賃金制度の改善に向けて、貴省の考えるところの所定内賃金水準の指標を示されたい。

あわせて、歩合給中心の賃金制度では、繁閑で大きく収入が異なり、さらに、病気や怪我により収入が著しく変動することとなる。改善基準通達(6割保障給)の厳格運用を徹底するとともに、ドライバーの安定した賃金制度モデルの構築に取り組まれたい。

さらには、改善基準通達(6割保障給)制度が厳格に運用されているか、

適正化指導機関の指導項目ならびに行政の監査項目に盛り込まれたい。

また、時間管理もなされていない完全運賃歩合制（出来高制）や個人償却制度などについては、法違反として厳しく対処されたい。

(2) 大半が中小零細規模の企業であるトラック業界における無秩序な競争や、労働組合も無い状況下での一部の事業者によるコンプライアンスの軽視が、これまで地域別最低賃金違反が後を絶たない背景となっていた。

しかし、最低賃金違反に対する社会の視点は変わりつつあり、刑事・民事の両面から不適正事業者が追及される事案が増加している。

一方で、特定（産業別）最低賃金は、労使のイニシアチブで産業・職種の時間あたり賃金の最低ラインを引くことで、その未払いに対する刑事・民事上の抑止力が発生することから、運送コストの一定の比重を占める時間あたり賃金に対する、合法的なカルテルとして機能することができる。また、その設定は、都道府県単位に限らず、複数の都道府県単位、あるいは全国一律でも可能である。

特定最低賃金の導入は、運賃水準の確保にも繋がることから、労使関係の安定のみならず、事業の公正競争確保の役割を果たすものであるが、現時点では高知県で910円（一般貨物自動車運送業）が設定されているのが唯一の事例である。営業区域規制のない現状において、各地方の経済圏に対応した、より大きな範囲での設定が効果的である。

具体的には、現在設定されている高知県の一般貨物自動車運送業の特定最低賃金額を基本に、全国ミニマムとして中央労使（産別本部と全日本トラック協会）で設定、あわせて、各地方経済圏の実態に応じて、地域の労使（産別の都道府県組織と都道府県トラック協会、複数の都道府県単位を含む）で全国ミニマムを上回る特定最低賃金を設定することが有効と考える。

については、「産業別最低賃金制度の確立に努める」との貨物自動車運送事業法制定時の附帯決議も踏まえ、設定にむけた取り組みを厚生労働省としても支援されたい。あわせて、事業者団体と特定最低賃金に対する理解を深める場を設置されたい。

(3) 過労運転の防止を定めている輸送安全規則（貨物自動車運送事業法に基づく省令）第3条第4項において、「休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間」を十分に確保するよう事業者が勤務・乗務時間を定めて運転者に遵守させなければならない、とされている。

働き方改革において副業について議論の俎上にのせられているが、ドライバーの場合、副業によって休憩・休息のための時間の確保の状況の把握が困難となるおそれもある。

については、副業に関して、過労運転防止の観点から厚生労働省として原則として反対（禁止あるいは厳しく制限）のスタンスで対応されたい。

- (4) 労働基準法第40条及び同法施行規則第32条で規定される「長距離にわたり継続して乗務するもの」のうち、自動車の運転にかかるものの休憩時間に関する規定は、改善基準告示の連続運転時間経過後の運転中断中に貨物の積み降ろしが行われる実態等も踏まえ、第2項と同様に、休憩時間相当の場合に限るものとされたい。
- (5) 改善基準通達（基発第93号）の以下の項目を告示化されたい。
- ・ 累進歩合の禁止
 - ・ 手待ち時間は労働時間であること
 - ・ 歩合給が採用されている場合には、労働時間に応じ、固定給と併せて通常の賃金（時間外・休日手当を含む3ヶ月の平均賃金を総労働時間で除したもの）の6割以上の賃金が保障されるよう保障給を定めること
- (6) 厚生労働省では、国土交通省との連携強化や相互通報制度の拡充、タクシーにおける合同監査・監督の実施、さらには平成20年度からバス・トラック事業者にも合同監査を拡大することで、労基法・改善基準違反を端緒とした処分事業者の発生など一定程度の成果を上げていることは評価できるが、いまだに違反事業者は後を絶たない実態にある。したがって、行政監査の充実強化及び適正化事業実施機関との連携強化を一層強化されたい。

4. トラック免許取得講座の拡充等の人材確保に関する施策について

運輸業界における人材不足が顕著となっていることから、営業用自動車の運行に資する準中型～大型、けん引免許、および各種2種免許取得講座の一層の充実に向けて、教育訓練給付金や人材開発支援助成金制度の充実化に取り組まれたい。

また、厚生労働省が各都道府県に委託して実施されている地域創生人材育成事業について、全国の都道府県が活用してドライバーへの人材育成に寄与できるよう、各都道府県に事例を周知されたい。あわせて、過年度に実施した都道府県における再度の制度の活用について検討されたい。

5. 外国人労働力の対象業務の拡大と営業用車両の運転業務への導入について

外国人労働者の受け入れを拡大するための出入国管理法改正法案が昨年12月8日に可決され、本年4月1日から施行されている。しかし、今日まで賃金の未払いや労働時間管理の適正化、健康診断の実施状況などで多くの問題が発生している。

自動車の運転業務は、特定技能14業種の対象ではないが、ひとたび事故が発生すると多くの人的・物的被害が発生する業務である。外国人労働者を排斥するものではなく、公共の施設である道路を使っての事業であることから、安全の確保という点からも、道交法はもちろん、我が国の道路事情を十分理解し、コミュニケーションもとれることが前提であるべきである。

また、外国人労働者であることを理由として、不当に安い賃金や低い労働条件で働くべきではなく、国内労働者との均等待遇を確保することも前提である。

したがって、外国人労働者（永住者など就労に制限がない者を除く）の受け入れ環境の整備がなされていない現状において、営業用車両の運転業務（報酬を受けて自家用車両の運転業務を行う場合を含む）への導入は慎重に対応されたい。

6. 運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策について

トラック運輸産業は、過労に起因する脳・心臓疾患の労災補償件数が全産業中で最も多く、過労に起因する事故も、未然に防止した事象（インシデント）を含めて、2014年はわずかに減少したものの、全体的には増加傾向にある。

一方で、健康診断の実施状況（厚労省・労働者健康状況調査2012年）を見ると8.4%のドライバーが未受診となっている。また、労組が未組織ドライバーを対象にSA・PA等で実施した調査では、小規模のドライバーや、年収の低いドライバーほど健康診断が実施されていないと回答している。道路を職場とするトラック運輸産業においては、輸送の安全の確保が最も重要なことから、ドライバーの健康と安全確保に向けた対策が急務である。したがって、定期健康診断の完全実施を徹底されたい。あわせて、脳・心臓疾患や過労の未然の防止に向けた支援策を強化されたい。特に、脳MRIやMRA検査により脳疾患の早期発見につながることから、運転職については、これらの検診に対する助成措置を講じられたい。

7. 違法労働者出向・派遣への取り締まり強化

コスト削減を目的に子会社で採用して、即親会社へ派遣する雇用形態が横行している。これは、出向ならば職業安定法の禁ずる「労働者供給事業」派遣ならば違法派遣である「専ら派遣」に該当するとともに、抵触日等の派遣規制も守られていない状況で問題が多いことから、行政からの監査強化を図られたい。

8. 女性の活躍を推進するための環境の整備について

2015年8月に「女性活躍推進法」が成立し、それに基づいて女性活躍加速化助成金制度がスタートした。については、交通運輸産業において女性の活躍を推進していくために、女性用の更衣室、休憩室、浴室、トイレなど、設備の整備を進めていくための指導の強化と財政支援措置を拡充されたい。

9. 高齢者の就業促進について

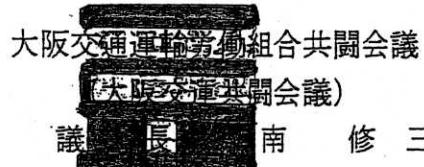
雇用と年金の接続のため、段階的に 65 歳までの希望者全員の雇用確保措置がとられているが、法定定年年齢が 60 歳の現状において、定年前後の職務内容が同一でも賃金を引き下げられている実態があり、継続雇用者のモチベーション低下をもたらしている。また「同一労働同一賃金」との整合性から、社会問題となっている事案も発生している。

したがって、少なくとも特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢と法定定年年齢を接続されたい。

以 上

2019年4月22日

厚生労働省大阪労働局
局長 井上 真 殿



交通運輸労働者の労働条件改善を求める要請書

厚生・労働の各分野にわたる貴職のご奮闘に敬意を表します。

さて、交通運輸労働者の労働条件が劣悪なものであり、とりわけ不規則・長時間労働による健康破壊がすすみ、「過労死」や「精神障害」の認定が他産業と比べて異常な高率になっていることはご承知のことだと思います。しかし、この改善は遅々として進まず、昨年の「働き方改革」一括法でも、自動車運転の時間外労働規制は猶予され、猶予期間後も年960時間の時間外労働を容認する、極めて緩い基準を適用しようとしています。

これでは、自動車運転労働者の過労死を未然に防ぐこともできないばかりか労働条件は一向に改善されず、労働者の流入も進みません。交通運輸産業の安心・安全を支えているのは実際に運転を行っている労働者です。この改善がはかられなければ、安心・安全の低下、交通事故の増加にもつながり、利用者・国民全体に被害が及びます。

貴局が、労働者のいのちと健康を守るという最低限果たすべき使命に鑑み、自動車運転労働者の労働条件改善、国民の安心・安全の確立のための政策を実行するよう要請します。

記

1. 働き方関連一括法が施行され、猶予期間が設けられたものの今後自動車運転者の「改善基準告示」が改正されることになります。改正にあたっては ILO 153号条約や同161号勧告、「過労死認定基準」など加味し、過労死や精神障害を生み出さない実効性が伴う「政策」を策定し行政責任を果たすこと。

2. 自動車運転者が人間らしく文化的な生活が営めるよう労働時間等の「改善基準告示」について、バスの部分は以下の内容に改定すること。

- ①拘束時間 「1日13時間以内、1か月240時間以内」とすること。
- ②休息期間 現行「8時間」を「11時間以上」にすること。
- ③運転時間 現行「2日を平均して9時間、4週を平均して1週間当たり44時間」を「1日7時間以内」とすること。
- ④連続運転時間 現行「4時間」を「2時間以内」とし、1回につき「15分以上」の休憩を確保すること。
- ⑤連続乗務日数 連続6日、夜行を含む場合は連続5日まで、夜行連続乗務回数は連続2夜までとすること。
- ⑥休日日数 昼行のみの場合は4週6休以上、夜行を含む場合は4週8休以上、年間休日120日以上とすること。

3. トラックの産業別最低賃金（特定最賃）について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための要件を緩和すること。

4. 運輸産業が規制緩和されて以降、法令遵守姿勢を欠く事業者が少なくなく、事業の安全確保を担保する厚生労働行政の専門性を有する職員や労働基準監督官など早期に増員し、弱い立場の労働者の権利が守られる行政指導及びフォローアップもできる臨検体制を確立すること。

以上

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
曜日	月	火	水	木	金	土	日
出面	6	5	5	6	8	8	8
	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
曜日	月	火	水	木	金	土	日
出面	6	5	5	6	9	9	9
	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
曜日	月	火	水	木	金	土	日
出面	7	5	5	6	8	8	8
	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
曜日	月	火	水	木	金	土	日
出面	6	5	5	6	8	8	8
	29日	30日	31日				
曜日	月	火	水				
出面	6	5	5				

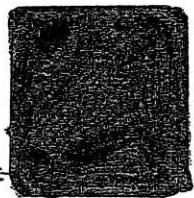
4週8休 平日最小の出面5で要員は休日、年休要員など含め7名十若干名で良いと会社は主張しているが、これでは必要な運転者の選任が出来ているとは思えない。
 また、平日の最低要員しか確保できていない為に、日勤者、運行管理者などが自分の業務を終えた後で、休息も、そこそこに夜行便に乗務する。また、夜行便乗務後、明けで自分の業務についているなどの状況がある。改善基準、労働法に抵触するのではないかと思っている。
 貴局の考え方を明らかにしていただきたい。

2019年5月6日

大阪地方最低賃金審議会 会長 様
 大阪労働局 局長 様

19年 要求書

関西合同労働組合
 執行委員長 佐々木伸良



- 1 最低賃金を1500円にするために努力すること。
 日本の最低賃金は国際的にみて異常に低いことにふまえ、危機感をもつこと。
 2013年5月17日国連社会権規約委員会の日本の最低賃金勧告について態度表明を求める。そして、早急で誠実な実行のために何が必要か真剣な検討を求める。
- 2 審議会の運営改善について以下求める。
 日本の労働環境が国際標準からいっても極度に悪化し、アンダークラス、特に低賃金若年層で深刻化していること。この認識と危機感に基づいて以下求める。
 - ① 審議委員の労働者委員にナショナルセンターに入っていない、いわゆるユニオン労組や賃金労働者非正規労働者を加えることについて検討すること。
 - ② ①で指摘した「国連勧告」について審議員に配布し、各自の態度表明すること。
 審議委員会としての見解を示すこと。
 - ③ また日弁連会長声明「最低賃金の大幅な引き上げを求める」についても②同様の扱いをすること。
 - ④ 介護や保育・社会福祉分野、運輸業界の低賃金は社会問題となっている。当該業種の最低賃金決定について従来の規定では改善は困難である（最低でも当該事業者と労働者の50～30%以上。50%労働者、事業者による労働協約を結ぶる労使による申出規定など）。これは労働組合の組織率が16%前後である現実からいえば、全く現状を無視した規定である。この解決することについて審議会として早急に出来る施策はないのかの真剣な検討を求める。政府への具申など努力をもとめる。
 - ⑤ ①～④の組合資料として資料1国連勧告関係、資料2、日弁連のビラを添えます。事務局、審議会の資料として配布を求める。
- 3 以上要求について、当組合に正式な回答することを求める。

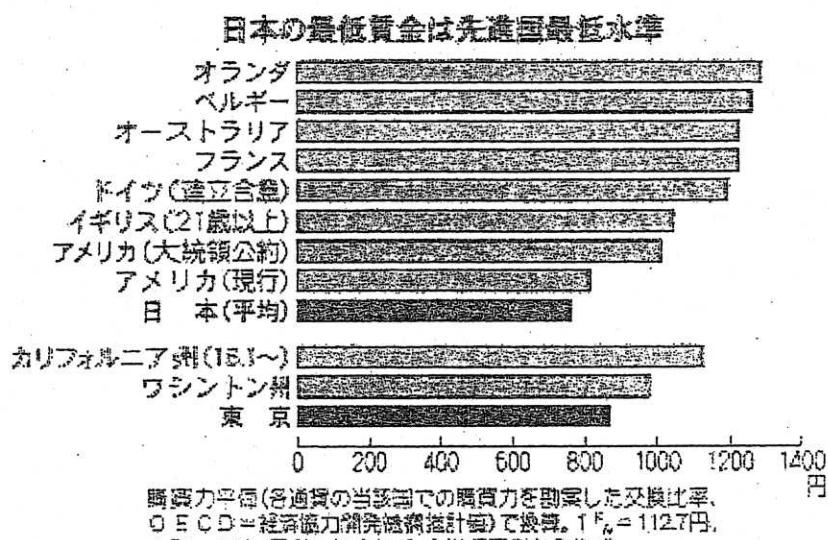
担当 連絡先は関西合同労組大阪支部 宮崎 庸人
 大阪市港区磯路2丁目3-9 電話06-6572-0130



資料 1 (2016年関西合同労組編集資料)

日本の最低賃金は先進国最低水準、国連が衝撃の指摘

日本の最賃は「最低生存を下回っている」 pic.twitter.com/LHFZtPf2la



国連が衝撃の指摘

日本の最賃は「最低生存水準を下回っている」

社会主義新委員会の見解(2013年5月17日)

「委員会は締約国(日本を指す)内の最低賃金の平均水準が最低生存水準および生活保護水準を下回っていること、並びに生活費が増加していることに懸念を表明する」

「労働者およびその家族に相当程度(ディーセント)の生活を可能にすることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する」

資料2

最低賃金額の大幅な引上げを求める会 長声明

厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、本年7月頃、答申が行われる見込みである。昨年、同審議会は、全国加重平均26円の引上げ(全国加重平均874円)を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定された。

しかし、時給874円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2000円、年収約182万円にしかならない。この金額では労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難である。仮に時給1000円であったとしても、年収ではいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準である200万円をわずかに超える程度にしかならない。

また、日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低い。フランス、イギリス、ドイツの最低賃金は、日本円に換算するといずれも1100円を超えており、アメリカでも、ワシントン州やカリフォルニア州の一部の市などが15ドルへの引上げを決定したのを始め、全米各地の自治体で最低賃金大幅引上げが相次いでいる。国際的に見て日本の最低賃金の低さは際立っているといえる。

日本の貧困と格差の拡大は深刻な事態となっている。日本の2015年相対的貧困率は15.6%と発表されており、3年前の16.1%と大差なく、依然として高い水準である。女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化している状況である。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻止する大きな要因となっている。最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2018年の最低賃金は、最も高い東京都で985円であるのに対し、最も低い鹿児

島県は761円であり、224円もの開きがあった。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のために、最低賃金の地域間格差の縮小が急務である。

なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に地方における中小企業の経営に影響を与えることが予想される。最低賃金の引上げが困難な中小企業のための、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援措置が不可欠であり、そのような措置の検討を進めるべきである。また、中小企業の生産性を向上させるための施策が有機的に組み合わされることは必要である。さらに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにする必要もある。

当連合会は、2011年6月16日付け「最低賃金制度の運用に関する意見書」等を公表し、以後、毎年、最低賃金額の大額な引上げを求める会長声明を発してきた。政府は、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに全国加重平均1000円にするという目標を定めている。これ自体低いと言わざるを得ないが、この政府目標ですら達成困難な状況である。中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、最低賃金の大額な引上げを答申すべきである。上記答申がなされた後に各地の実情に応じた審議が予定されている各地の地方最低賃金審議会においても、以上のような状況を踏まえ、最低賃金額の大額な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2019年(平成31年)4月25日

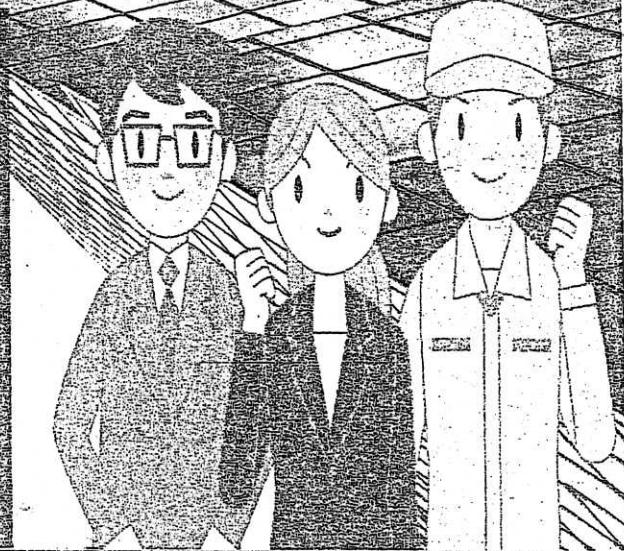
日本弁護士連合会 会長 菊池 拓太郎

「最低賃金引上げには何が必要か？」

諸外国の調査結果を中心に 法制度と運用面の課題を探る

日弁連では最低賃金の大幅な引上げが貧困問題を解決する上で最も重要な課題の一つと位置付け、「最低賃金額の大額な引上げを求める会長声明」を毎年表明しているほか、国内各地(青森県・鳥取県・北海道)及び諸外国(韓国・アメリカ・イギリス)の最低賃金制度の調査を行ってきました。

今回のシンポジウムでは、これまでの調査結果についての報告をするとともに、そこから浮かび上がった法制度上及び運用面での課題について、専門家を交えて議論し、最低賃金引上げの方策を皆様と共に考えたいと思います。ぜひご参加ください！



2019年**4月4日**木 18:00-20:00

弁護士会館 17階 1701会議室 開場17:40(予定)

●参加無料 ●事前申込不要

調査報告

「諸外国調査報告と 最低賃金引上げの課題」

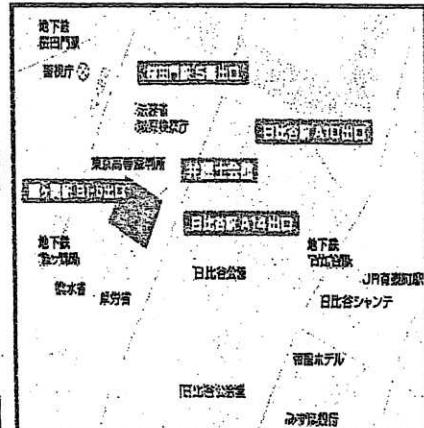
日弁連貧困問題対策本部委員

パネルディスカッション

脇田 滌 氏 (龍谷大学名誉教授)

山崎 武央 氏 (にいがた青年ユニオン代表)

松田 弘子 弁護士(山口県地方最低賃金審議会公益委員、日弁連貧困問題対策本部委員)



●地下鉄丸ノ内線・
日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅
B1-b 出口直結
●地下鉄有楽町線
「桜田門」駅
5番出口から徒歩8分

問い合わせ先

日本弁護士連合会 人権部人権第一課 TEL 03-3580-9501

2019年6月4日

大阪労働局長 殿
大阪地方最低賃金審議会会長 殿

全大阪労働組合総連合(大阪労連)

議長 菅義人

最低賃金時間額1500円以上への引き上げ及び、全国一律最低賃金制度の法制化と最低賃金審議会の公開性を求める要請書

今、非正規労働者増え続ける中、その多くが年収200万円以下の低賃金で、働いても生活できない“ワーキングプア”と言われ、貧困から抜け出せない状況となっています。

大阪府の最低賃金は、昨年10月1日から27円引き上げ時間額936円と改定されました。この引き上げに連動して賃金の引き上げが必要な労働者数は、27万8千人であると推定されています。最低賃金引き上げの影響力は相当大きいと言えます。当然ながら、最低賃金の果たすべき役割を重要視する声が高まっています。

大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、最低賃金生活体験・生活証言運動などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。更には、最低賃金審議会の労働者委員を推薦し、貴職に対し公正・公平な任命を要請してきましたが、明確な理由も示されずに排除されるなど、不公正な任命が今も続いている。また、専門部会の公開も要請してきましたが、実現しません。

以上のことから最低賃金決定に関わるすべての審議会・専門部会の公開と、最低賃金の大幅な引き上げを強く求めます。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

記

1. 大阪地方最低賃金審議会委員の任命について

- ①任命根拠を明らかにすること。
- ②任期途中の欠員の場合、当初立候補者から順次任命することとし、退任した組織からの任命は行わないこと。

2. 最低賃金額について

大阪府最低賃金を、時間額1,500円以上、日額12,000円以上、月額24万円以上に引き上げること。

3. すべての労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額の保障について

- ①すみやかに時間額1000円以上、日額8000円以上、月額17万円以上とすること。
- ②最低賃金をナショナル・ミニマム(国民生活の最低保障)の基軸とするよう国や関係機関に働きかけること。

4. 最低賃金審議会専門部会の民主性・公開性について

- ①審議会、専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること。
- ②最低賃金審議会専門部会の傍聴を認め、議事録を公開すること。
- ③この間行っている実施調査についても内容や結果を公開すること。また、最低賃金で働く者の実態調査も行うこと。
- ④生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること。
- ⑤最低賃金審議会での意見陳述時間を10分に延長すること。また最低賃金法や労働基準法の適用除外を訴える団体からの意見陳述は、金額改正の審議を行う場という趣旨から外れているため控えること。

5. 最低賃金法の改正について

全国・全産業一律の最低賃金制を確立すると共に、最低賃金の日額、月額設定を復活させること。

6. 監督官の増員および監督行政の強化について

- ①監督官を増員すること
- ②最低賃金額の周知徹底を強化し、最低賃金違反の指導を強化すること。



以上

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（936円/時）の大幅引き上げを！
全国一律最低賃金制度の創設と、時間額1,500円を求める要請書

大阪最低賃金審議会会長 殿
大 阪 労 働 局 局 長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が12年連続して1,000万人を超える高水準となっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で985円、一方、鹿児島県では761円です。フルタイムで働いても、月額12万～13万円の手取りでは、『健康で文化的な最低限の生活』はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大224円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで、大企業の内部留保が過去最高となる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、27円引き上がって936円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約27万8000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1,000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要です。

については2019年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

- 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
- 最低賃金時間額を速やかに1,000円以上へと引き上げ、さらに時間額1,500円を実現すること。
- 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2019年 月 日

住所

〒596-0001
大阪府岸和田市磯上町3丁目25番1号
J M I T U
野村製作所支部
TEL/FAX 072-438-5341

団体・代表者名

委員長 石田光男

[取扱団体] 大阪春闌共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。



P30

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金（936円/時）の大幅引き上げを！

全国一律最低賃金制度の創設と、時間額1,500円を求める要請書

大阪最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局局長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が12年連続して1,000万人を超える高水準となっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で985円、一方、鹿児島県では761円です。フルタイムで働いても、月額12万～13万円の手取りでは、『健康で文化的な最低限の生活』はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大224円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで、大企業の内部留保が過去最高となる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、27円引き上がって936円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約27万8000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1,000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要です。

については2019年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

- 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
- 最低賃金時間額を速やかに1,000円以上へと引き上げ、さらに時間額1,500円を実現すること。
- 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2019年 月 日

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 大阪春闌共闌委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。

第46期大阪地方最低賃金審議会小委員会等委員名簿

令和元年6月17日

1 運 営 小 委 員 会

公 益 代表委員	衣笠委員	服部委員	水島委員
労 働 者 代表委員	黒田委員	佐村委員	
使 用 者 代表委員	平岡委員	横田委員	

2 特 別 小 委 員 会

公 益 代表委員	飯島委員	立見委員	深井委員	水島委員
労 働 者 代表委員	狼谷委員	北畠委員	黒田委員	佐村委員
使 用 者 代表委員	中野委員	平岡委員	丸山委員	横田委員

3 基 本 問 題 協 議 会

公 益 代表委員	飯島委員	立見委員	服部委員
労 働 者 代表委員	北畠委員	黒田委員	佐村委員
使 用 者 代表委員	平岡委員	丸山委員	横田委員

(50音順)